

【重要なお知らせ】

2019年9月1日付「法定書面」の改訂に関するお知らせ

日本シャクリー株式会社は、2019年9月1日より、製品概要、会員登録制度、連鎖販売取引契約に関する特定負担・特定利益等、シャクリー インディペンデント ディストリビューター登録への勧誘時の明示義務事項の一部を変更し、法定書面を改訂いたします。

主な改訂内容は次の通りです。

<法定書面の主な改訂内容>

- 未登録の方に、シャクリーの説明に入る前に手渡す書面を「概要書面」、登録後にシャクリーが送付する書面を「契約書面（連鎖販売取引に関する契約内容を明らかにする書面）」と表記
- 製品概要 ●会員の種類と定義 ●メンバー登録の条件と方法
- ディストリビューター登録の特定負担と方法 ●ディストリビューター契約の有効期限
- 法人としての取引 ●スーパーバイザー資格の承継 ●ボーナスの名称変更
- 組織のロールアップ ●特定利益としての記載内容 等

以上が、主な改訂内容ですが、会員の皆様や、一般消費者の皆様にも、より明確にご理解いただけるよう、文言や順序など、表記の仕方についても全般的に改善を図っております。下記リンクに全文を掲載しておりますので、必ずご確認ください。

この概要書面は、2019年8月22日よりお取り寄せいただけます。2019年9月1日以降にシャクリー インディペンデント ディストリビューターに登録なさる方には、現行（2018年3月作成版）の法定書面ではなく、今回改訂の概要書面（2019年7月作成版）を必ず手渡しして説明してください。

注）なお、本概要書面、契約書面の製品概要に記載する価格等については、10月からの消費税増税に対応したものの表示に加えて、2019年9月30日までの価格等についても添付しております。

■2019年9月1日以降

会員（シャクリー インディペンデント ディストリビューター）登録の「概要書面」は [こちら >>](#)

会員登録日	有効な法定書面
2019年8月31日まで	現行の法定書面／2018年3月作成版
2019年9月1日～9月30日	概要書面／2019年7月作成版 ※添付「2019年9月30日までの製品概要」あり

<本件に関するお問合せ先>

お客様相談室



0120-992-170 (9:00～19:00 土日祝日除く)